

高山市EV用急速充電器設置・運営事業 公募要領

高山市（以下「市」という。）は、地球温暖化対策の一環として、温室効果ガス排出量が少ないEV等電動車の普及を促進するため、EV用急速充電器を設置している。今般、現施設の耐用年数超過による機器更新にあたり、これまでの公設公営から民間事業者による設置・運営とするため、事業者の公募を行う。

1. 事業概要

(1)事業の名称

高山市EV用急速充電器設置・運営事業

(2)事業の内容

事業者は、市が指定した施設の駐車場を使用し、EV用急速充電器の設置、維持管理及び事業運営を直接行うものとする。

詳細は、別紙「高山市EV用急速充電器設置・運営事業公募に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、事業実施に当たっては協定を締結することとし、協定締結時において、選定した事業者の提案内容に応じて一部を変更する可能性がある。

(3)参加資格

事業に参加できる者は、上記の(2)事業の内容を遂行するために必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 自治体及び道の駅へのEV用急速充電器の受注実績があること

イ EV用急速充電器の維持管理を1年以上行った実績（民間施設を含む）が10件以上あること。

ウ 地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年4月1日決裁）に規定する排除措置対象個人又は法人等に該当しないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3)事業の期間

事業期間は仕様書及び提案内容により定める。

2. 事業者選定の方法

事業者からの提案内容を比較検討し、候補者を選定する。

3. 公募の実施スケジュール

(1) スケジュール

項目	日程
① 公募開始	令和6年11月26日（火）
② 質問受付	令和6年12月2日（月）まで
③ 質問回答	令和6年12月4日（水）まで
④ 提出書類受付	令和6年12月9日（月）まで
⑤ 審査	令和6年12月中旬頃
⑥ 結果通知	令和6年12月中旬頃

(2) 公募要領等の配布

- ア 配布期間 令和6年11月26日(火)から12月9日(月)まで
- イ 配布方法 高山市ホームページよりダウンロード
<https://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000024/1000130/1001296/1021209.html>

3. 提案書の提出

- ア 受付期間 令和6年11月26日(火)から12月9日(月)まで
- イ 提出書類 高山市EV用急速充電器設置・運営事業 提案書等提出書
法人概要書
事業提案
(参考提案) ※該当する場合のみ
- ウ 提出方法 高山市環境政策課メールアドレスへの送信
E-mail : kankyouseisaku@city.takayama.lg.jp
※メール送信後、電話で受信確認をすること
電話 : 0577-35-3533

4. 提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

提案に関する質問は、質問書により電子メールで行うこと。メール送信後、電話で受信確認をすること。

- ア E-mail kankyouseisaku@city.takayama.lg.jp
※メールの件名は「高山市EV用急速充電器設置・運営事業 質問書」とすること
- イ 提出期限 令和6年12月2日(月)まで

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和6年12月4日(水)までに電子メールにて回答する。なお、他の事業者にも関わるものと判断した場合は、公平性の確保のため、全事業者に共有する。

5. 審査

(1) 審査の考え方

提案書の内容(費用、サービス・保守等、条件等)に基づき、候補者を選定する。
審査は、高山市環境政策課が行う。なお、審査及び選定結果についての異議申立ては認めない。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和6年12月中旬頃に通知する。

6. 協定の締結

候補者と高山市双方の協議により実施内容を確定させた上で協定を締結する。この場合において、協議が不調になった場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、協定締結の交渉を行う。

7. 参加に際しての留意事項

(1) 無効及び失格事由

次のいずれかに該当する場合は、提出された提出書類を無効とする。この場合において、協定候補者の提出書類が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を繰

り上げる。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 市に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) その他

提出された書類は、申請者に無断で他の用途には使用しない。

8. 問合せ先

高山市森林・環境政策部 環境政策課 環境政策係
〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
電 話 0577-35-3533 (直通)
E-mail kankyouseisaku@city.takayama.lg.jp